各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会 会 長 寺 岡 洋 一 (公 印 省 略)

令和7年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省物流・自動車局長より別添のとおり通知がありました。今年度は、依然として多く発生している大型トラックの車輪脱落事故、未だ根絶に至っていない飲酒運転事故及び、健康起因事故事案の発生を踏まえ、各種安全対策を着実に推進する必要があります。また、新型インフルエンザ等感染症対策については、昨年度改訂された、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府及び国土交通省等の行動計画を踏まえた対策の着実な実施に努める必要があります。

これに加えて、自然災害により事業者自身が被災し運休が生じる事案やテロ対策等、早急かつ適切な対応が求められていることから、下記のとおり、国土交通省全体の4つの重点点検事項に加え、7つの物流・自動車局(自動車交通関係)重点点検事項が定められております。

また、上記を踏まえた自動車交通関係点検事項が示されています。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解の上、傘下の会員事業者に対して、総点検の実施により安全確保を図るよう周知徹底を行うとともに、自主点検表の提出 についてもご指導の程よろしくお願い申し上げます。

記

【国土交通省全体】

- ①安全管理(特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督 体制)の実施状況
- ②自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・ 構築状況
- ③サイバー空間を含むテロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ④新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物 資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の 実施状況

【物流・自動車局(自動車交通関係)】 ※トラック運送事業関係は②~⑥

- ①軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- ②健康管理体制の状況
- ③運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況
- ④運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
- ⑤車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況(特に大型自動車の車輪脱落事故防 止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況)
- ⑥大雪に対する輸送の安全確保の実施状況
- ⑦貨物軽自動車運送事業における安全対策の実施状況

【本件に関する問い合わせ】

(公社) 全日本トラック協会 交通・環境部

電話: 03-3354-1045 FAX: 03-3354-1019

国 自 安 第 9 0 号 令和 7 年 9 月 3 0 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長 (公 印 省 略)

令和7年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

標記について、別添のとおり令和7年度年末年始の輸送等に関する安全総点 検実施要綱及び実施計画を定めました。

つきましては、貴協会におかれましても、本安全総点検の趣旨を踏まえ、傘下会員等に対し周知徹底を図り、総点検の実施による自動車輸送の安全の確保に万全を期するようお願いします。

令和7年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱 ~事故防止等に関する安全点検及びテロ対策等の点検~

国 土 交 通 省 令和7年9月19日

第1目的

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠であるが、特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想される。

(運輸)

令和6年1月、羽田空港のC滑走路上において航空機同士が衝突し、海上保安庁機の乗員6名のうち、5名が死亡する事故が発生した。同事故を受け、同月に公表した「航空の安全・安心確保に向けた緊急対策」を講じるとともに、有識者及び関係団体から構成される「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会」を設置した。同年6月に滑走路誤進入対策に係る中間とりまとめが公表され、提言に基づいた対策を順次進めている。今後は、運輸安全委員会の事故調査報告も踏まえ、必要な安全・安心対策を講じていく。

また、令和4年4月に北海道知床で発生した遊覧船事故を受けて、「知床遊覧船事故対策検討委員会」において取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」について、実施可能なものから速やかに実行するとともに、その進捗についてフォローアップを実施しているところである。

このような事故をはじめ、これまでに発生した事故や、豪雨、台風等による輸送障害といった近年の輸送情勢も踏まえ、事業者への指導強化などの安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進してきたところであるが、輸送機関等における安全確保及び事故防止の徹底を図るため、全てのモードにおいて、事業者における自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であり、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を着実に実施しながら、安全意識を向上させる必要がある。

(危機管理)

テロの脅威は先進国を含めて世界各地に拡散し、最近のテロの対象として、警備や 監視が手薄で不特定多数が集まる、いわゆるソフトターゲットが標的になる傾向があ るなどテロ情勢は一層厳しさを増している。加えて、近年、情報システムのサプライチェーンリスクが指摘される中、サイバー攻撃が複雑化・巧妙化しており、サイバーセキュリティ対策の重要性がますます高まっている。このため、サイバー空間を含むテロ対策の実施状況についても併せて点検を実施し万全を期する必要がある。

さらに、新型インフルエンザ等感染症対策については、昨年度に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府及び国土交通省等の行動計画が改定されたところであり、これらを踏まえ、事業者等は対策の着実な実施に努める必要がある。

このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」(以下「総点検」という。)を実施する。

第2期間

令和7年12月10日(水)~令和8年1月10日(土)

第3 重点点検事項

今年度の総点検においては、以下の4つの点検に特に留意する。

(運輸)

- 安全管理(特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制)の実施状況
- 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況

(危機管理)

- サイバー空間を含むテロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保の ための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定し た訓練の実施状況
- 新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

第4 輸送等機関別の点検事項

- 1 鉄軌道交通関係 (索道含む)
- (1) 安全管理(乗務員に対する指導監督体制、施設・車両の保守管理体制)の実施 状況

- (2) 施設・車両の保守及び整備(実施基準等の遵守)の実施状況
- (3) 地震、津波、風水害、雪害等の対策設備並びに事故、災害等の発生時における 旅客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況
- (4) プラットホームにおける人身障害事故防止対策の実施状況(ホームにおける安全確認及び必要に応じた声かけ、車内放送等による旅客への注意喚起等の実施状況及び安全設備の状況)
- (5)「鉄道テロへの対応ガイドライン」を踏まえた、防犯カメラによる監視、駅構内・列車内及び沿線の重要施設(運転指令所・車両基地等)等の巡回等の実施状況、テロ発生等の緊急時の通報・連絡・指示体制の整備状況、テロ発生等の緊急事態を想定した訓練の実施状況
- (6) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

2 自動車交通関係

- (1) 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- (2) 運行管理(飲酒運転、過労運転及び健康起因事故の防止、点呼の実施、運転者 に対する指導監督)の実施状況
- (3)整備管理(車両の日常点検整備、定期点検整備等)の実施状況(特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況)
- (4) コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- (5) バスターミナル、自動車道及び一般トラックターミナルの保守点検の実施状況
- (6) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の 整備・構築状況
- (7) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ 発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- (8) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況
- (9) 貨物軽自動車運送事業における安全対策の実施状況

3 海上交通関係

- (1) 法令及び安全管理規程(特に、安全方針及び安全重点施策の策定・見直し、安全統括管理者及び運航管理者の選任に関する事項、気象海象条件を踏まえた運航の可否判断・航行中止の判断、乗組員の健康状態及び過労状態の把握)の確実な遵守状況
- (2) 安全に関する設備(旅客船ターミナル等を含む)の確実な備付け及び旅客・乗 組員・貨物に関する安全対策の実施状況(特に、火災対策(消火器等の点検、避

難誘導訓練の実施)、荒天時の体制の準備状況(適切な情報収集体制、適切な当直体制)、飲酒対策の実施状況)

- (3) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の 整備状況及び通信設備・通信環境の確認
- (4) 不審者・不審物発見時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定 した訓練の実施状況
- (5) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

4 航空交通関係

- (1) 自然災害、事故等発生時の通報・連絡・指示を含む処理体制の整備状況
- (2) 自然災害の対策設備並びに事故、災害等の発生時における旅客の避難誘導及び 情報提供体制等の整備状況
- (3) 航空機の運航(航空機乗組員の健康状態の確認、航空機乗組員に対する指導監督、危険物輸送の管理を含む)及び整備の実施状況
- (4) 航空機の保安対策の実施等によるハイジャック等テロ防止及び空港(重要空港 関連施設を含む)警備の実施体制の整備状況
- (5) ターミナル、空港施設、航空保安設備等の保守点検の実施状況
- (6) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ 発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びハイジャック・テロ等の発生を想 定した訓練の実施状況
- (7) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況
- (8) サイバーセキュリティ確保のための取組状況

5 利用運送業関係

- (1) 危険物輸送を管理するための体制整備状況
- (2) テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況
- (3) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

6 気象業務関係

- (1) 交通障害を生じる恐れのある時の気象・地震情報等の迅速・確実な情報伝達方法の整備状況
- (2) テロ発生時等の緊急時における連絡体制の整備状況
- (3) 職場における新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

第5 実施要領

- 1 本省関係局等においては、実施要綱に基づき実施計画(事故防止等に関する安全 点検並びにテロ対策、新型インフルエンザ等対策の点検を併記するが、可能な限り 区分する)を定め、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官に 提出するとともに、地方支分部局に対し総点検の実施方法等を指示するほか、各関 係事業者団体等に対し総点検の指導を行うものとする。
- 2 実施計画を定めるに当たっては、事業者等による自主点検の実施率を向上させる 観点から点検項目は必要最小限とするほか、点検表の作成にあたっては、自由記述 による回答が最小限となるよう配慮するものとする。
- 3 地方支分部局においては、実施計画に基づき、各地方の実情を勘案して実施細目 を定めるとともに、自らの安全に関する業務の体制について総点検を実施するもの とする。

また、所管の事業者等がある場合には、当該者に対して点検方法等の指示を行い、 点検状況についての報告徴収を行うとともに、例えば、自主点検項目に関する事業 者からの意見等、必要に応じて追加ヒアリング等を行うものとする。

なお、事業者等からの報告徴収等を行うに当たっては、電子メールや電子媒体の 活用など、報告様式の印刷や集計に係る業務の効率化に努めるものとする。

4 事業者からの報告の際は、今般の総点検に対する経営トップを含む幹部の取組状況についても報告させるものとする。

なお、事業者が自主点検を実施した結果、安全上の問題点等が判明し、事業者自 ら改善することができた事例等がある場合には、当該事例等についても併せて報告 させるものとする。

5 立入検査の実施に当たっては、事業者等への影響や総点検全体の効率的かつ効果 的な実施を勘案した上で行うものとする。

なお、特に繁忙が著しい貨物事業者等については、立入の実施時期を総点検実施 期間に限らず前倒しする等、関係局等において適宜実施するものとする。

- 6 本省関係局等及び地方支分部局においては、事業者団体等に対して安全点検等の ための通達を発出している場合には、実施計画又は実施細目を定めるに当たり、当 該通達の実施状況を点検項目に反映させるなど、より効果的な自主点検が実施され るよう配慮するものとする。
- 7 本省関係局及び地方支分部局においては、自主点検の実施事業者数を増加させる ため、所要の方策を立てるものとする。

特に、零細事業者等における自主点検の実施率を向上させる観点から、零細事業

者等が実施すべき点検項目については、他の事業者が実施する点検項目とは別に簡略化されたものを使用する等、関係局等において、適宜実施することができるものとする。

また、事業者団体に加入していない事業者に対しては、例えば、研修や講習会の場を活用して自主点検の実施依頼を行うなど、可能な限り多くの事業者に対して自主点検の呼びかけを行うよう努めるものとする。

- 8 総点検は、関係行政機関との密接な連絡のもとに、その協力を得て実施するものとする。
- 9 地方支分部局は、以下の事項について、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官に対し全モードを報告し、本省関係部局に対しては、各モードごとに報告するものとする。
- (1)上記3及び5に関し、関係事業者等からの報告のまとめ、自ら実施した総点検 の結果及びこれらに対する所見
- (2) 自主点検の実施事業者数を増加させるために地方支分部局が実施した方策の内容
- (3) その他総点検の実施を通じて得た安全確保のための意見等

第6 その他

地方支分部局は、当期間以外でも各地方の輸送量等を勘案して総点検が必要と判断した場合には、当実施要綱を準用して実施できるものとする。

なお、実施に際してはあらかじめ本省関係局等と調整の上、その旨を総合政策局総 務課交通安全対策室及び大臣官房危機管理室まで連絡するものとする。

令和7年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画 (自動車交通関係)

令和7年9月30日物流·自動車局

「令和7年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始に臨み、各自動車運送事業者等について、自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送安全等に対する意識の高揚を図るため、年末年始の輸送等に関する安全総点検を次のとおり実施するものとする。

軽井沢スキーバス事故や大型トラックの車輪脱落事故、減少傾向にあるものの未だ根絶に至っていない飲酒運転事故、健康起因による事故など、これまでに発生した事故を踏まえ、各種安全対策を引き続き着実に推進する必要がある。

令和6年1月、羽田空港において、日本航空機と海上保安庁機が衝突する事故を受けて、同年6月に中間とりまとめが行われた。また、令和4年4月に発生した知床遊覧船事故を受けて、「旅客船の総合的な安全・安心対策」が取りまとめられた。自動車交通においても旅客輸送に関する事故は人命に直結するという認識の下、自動車運送事業者においては安全対策を更に徹底していく必要がある。

新型インフルエンザ等感染症対策については、昨年度に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府及び国土交通省等の行動計画が改定されたところである。これらを踏まえ、事業者等は対策の着実な実施に努める必要がある。これに加えて、豪雨、台岡、大雲等自然災害により事業者自身が被災し運体

これに加えて、豪雨、台風、大雪等自然災害により事業者自身が被災し運休が生じる事案や、いわゆるソフトターゲットへのテロ対策の必要性及び複雑化・ 巧妙化するサイバー攻撃に対するセキュリティ対策の重要性が高まっている。

そこで、実施要綱で示されている全省共通の重点点検事項及び自動車交通関係点検事項に加え、自動車交通における輸送の安全に関するこれらの状況等を勘案して、物流・自動車局重点点検事項を設定し、全省共通重点点検事項と併せて重点的に総点検を実施する。

1. 期間

令和7年12月10日(水)~令和8年1月10日(土)

2. 点検事項

- (1)物流・自動車局(自動車交通関係)重点点検事項(※は全省共通重点 点検事項)
 - ① 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
 - ② 健康管理体制の状況(※)
 - ③ 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況(※)

- ④ 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
- ⑤ 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況(特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況)
- ⑥ 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況
- ⑦ 貨物軽自動車運送事業における安全対策の実施状況
- (2) 自動車交通関係点検事項(※は全省共通重点点検事項)
 - ① 点呼の実施、運転者に対する指導監督(※)の実施状況
 - ② コンテナ輸送における安全対策の実施状況
 - ③ バスターミナル及び自動車道の保守点検の実施状況
 - ④ 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況(※)
 - ⑤ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況(※)
 - ⑥ 新型インフルエンザ等感染症の対応マニュアル、事業継続計画の 策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防 止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況(※)

3. 実施にあたっての留意事項

(1) 実施細目の決定

総点検の実施にあたっては、本実施計画及び別紙の安全総点検実施項目に基づき各地域の実情を勘案して、地方運輸局、神戸運輸監理部、沖縄総合事務局及び運輸支局(以下「地方運輸局等」という。)において実施細目を定めるものとする。

(2) 事業者への指示事項

事業者に対しては、期間及び点検実施項目を示し、安全総点検を実施するよう指導することとし、その際、次の事項を指示するものとする。また、特に新規参入事業者、関係団体未加入事業者等において、総点検の趣旨を理解していない事業者も多いことから、研修や講習会、監査、適正化事業実施機関の巡回指導等の機会を通じて、事業者に総点検の趣旨や重要性について周知徹底を図るものとする。

- ① 総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、経営トップを含む幹部においては、総点検で確認された現場の状況を把握し、対応・措置の不備や不適切な取扱い等があった場合には、早期に適切な措置を行うこと。
- ② 重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
- ③ 総点検の結果を所管地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。) あ

てに報告すること。(様式1)

- (3) 地方運輸局等による事業者における点検事項実施状況の点検(様式2)
 - ① 地方運輸局等による点検事項実施状況の点検のための立入検査(以下「立入検査」という。)については、事業者等への影響や総点検全体の効率的かつ効果的な実施を勘案した上で行うものとする。

なお、特に繁忙が著しい貨物事業者については、立入検査の実施時期を総点検実施期間に限らず前倒しする等、地方運輸局等において適宜実施するものとする。

- ② 立入検査の実施にあたっては、重点点検事項を踏まえ、点検対象事業者を絞り込むことにより、徹底した点検を行うものとする。
- ③ 事業者の本社のほか、現場機関も訪問するなどにより、全社的な総 点検実施状況を把握するものとする。
- ④ 「2. 点検事項」に掲げる項目は最低限点検し、業態ごとの特徴を踏まえた更なる点検を行うよう努めるものとする。

(4) 地方運輸局等による街頭検査等

- ① 街頭車両検査等については、独立行政法人自動車技術総合機構、関係行政機関等と調整の上実施し、必要な指導及び処分を行うものとする。
- ② 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者 に対する街頭監査を実施し、特に、一般貸切旅客自動車運送事業者に おける夜間の運行及び訪日外国人観光客の輸送について、乗客の安全 確保状況等を確認するものとする。
- (5) 本省による事業者における点検実施状況の点検

本省物流・自動車局は、必要に応じて地方運輸局等と調整の上、点検対象事業者を選定し、総点検の実施状況を点検するものとし、この場合の点検方法は「3(3)①、②、③」と同様とする。

(6) 地方運輸局等における自己点検

地方運輸局等においては、自ら、自然災害・事故・事件等発生時における連絡体制その他安全に関する業務の体制について点検を実施するとと もに、本省物流・自動車局は、必要に応じて地方運輸局等における点検 について指導するものとする。

4. 本省への報告

地方運輸局等(運輸支局を除く。)は、事業者からの報告をまとめ、総点検の結果及びこれらに対する所見、総点検期間中における事故等の発生状況並びに総点検の実施を通じて得た安全確保のための意見等について、令和8年

2月13日(金)までに様式3により、本省物流・自動車局安全政策課長、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官あてにそれぞれ報告するものとする(期限厳守)。

5. その他

- (1) 実施期間外の安全総点検の実施
 - ① 地方運輸局等は、各地域の実情を勘案して実施期間外に安全総点検 を実施する必要があると判断した場合には、本実施計画を準用して実 施できるものとする。
 - ② 地方運輸局等は、①による総点検を実施する場合には、事前にその 旨を本省物流・自動車局安全政策課、総合政策局総務課交通安全対策 室及び大臣官房危機管理官の各担当者まで連絡するものとする。

(2) 点検概要の公表

地方運輸局等は、総点検の結果の概要について、ホームページへの掲載等により、公開に努めるものとする。

	点検事項		点検項目(バス・ハイタク・トラック関係)	バス	ハイタク	トラック	軽ト ラック
		(1)	選任すべき運行管理者の数を満たしているか。また、補助者を選任している場合は、 国に届出を行っているか。	0	_	ı	ı
		(2)	「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」に定める要件を満たすドライブレコーダーの記録を利用した運転者への指導・監督を実施しているか。	0	ı	ı	ı
	軽井沢スキーパス事故等を踏まえた貸切パスの安	(3)	すべての初任運転者及び事故惹起運転者に適性診断を受診させ、実技訓練等の指導・監督を実施しているか	0	-	ı	ı
	全対策の実施状況(「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」等に係る点検事	(4)	運転者に直近1年間に乗務していなかった車種区分の自動車を運転させる場合(準初任運転者)に、初任運転者と同様の指導・監督を実施しているか。	0	ı	ı	ı
1.	項) ※貸切バス事業者に限る。	(5)	乗務前後の点呼や夜間、長距離の運行等、乗務の途中に点呼が必要な場合に、確実 に実施し、適宜その様子を録画・録音し、アルコール検査時の写真を撮影しているか。	0	-	ı	ı
	※点検項目文中の該当がない場合、その実施体制を構築済みであれば「〇」、なければ「×」を記載。		車内放送、リーフレット等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認しているか。	0	-		
		(7)	貸切バス予防整備ガイドラインに基づく整備サイクル表を作成し、適切な予防整備を 実施しているか。	0	_	-	-
		(8)	適切な運転操作や道路交通法等の法令遵守の徹底等運行の安全を確保するために 遵守すべき事項について指導しているか。(フットブレーキの使い方に関する指導を含む。)	0	_	_	_
		(9)	ブレーキに関する点検整備を実施できているか。	0	_	-	-
		(10)	リコールの対象となっている車両については、早期に改修できているか。	0	_	-	-
	健康管理体制の状況 「事業用自動車の健康管理 マニュアル」(点検項目文 中、「健康管理マニュアル」 とする)関係	(1)	「健康管理マニュアル」に記載されている、定期健康診断の結果に基づく、運転者の健康状態を把握するため、以下の事項を適切に実施する体制を整備しているか。 ・要再検査の所見がある場合には、医師の診断等を受けさせ、所見に応じた検査の受診 ・これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見の聴取・医師の意見を勘案し、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の業務上の措置を決定するとともに、健康状態の継続的な把握	0	0	0	1
2.		(2)	「の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に 従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。 ・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の 可否を決定 ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示	0	0	0	1
		(3)	運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。		0	0	-
		(4)	脳・心疾患や睡眠・視野障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診又は検討しているか。(「健康管理マニュアル」において推奨事項。)	0	0	0	ı
	 - 運転者に過労運転を行	(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容を遵守しているか。	0	0	0	-
3.	連転者に過労連転を行わせないための安全対策の実施状況		高速乗合バス及び貸切バス事業者において、交替運転者の配置基準を遵守しているか。	0	-	-	_
		(3)	適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。	0	_	0	-

	4.	運転者に飲酒運転や薬 物運転等を行わせないた めの安全対策の実施状況	(1)	「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」に基づき、運転者への飲酒運転対策の理解促進、アルコール依存症のスクリーニング検査の実施及び日頃の点呼等を通じて、アルコール依存等の運転者の状態把握に努め、翌日に乗務がある場合の飲酒等について指導しているか。	0	0	0	ı
			(2)	覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。	0	0	0	1
			(1)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が確実に実施されているか。	0	0	0	1
			(2)	自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者や整備担当者、運転者等への周知徹底が図られているか。	0	0	0	-
自			(3)	大型車の車輪脱落事故防止「令和7年度緊急対策」に基づく「車輪脱落事故防止キャンペーン」の取組内容について、運行管理者、整備管理者及び運転者等に対し、社内でのポスターの掲示等を通じて周知徹底が図られているか。なお、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車を所有していない場合は「〇」を記載する。	0	-	0	_
動車交			(4)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着作業は、計画的に正しい知識を有する者に実施させているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「〇」を記載する。	0	-	0	-
通関係物流・自動車局重点点検事		車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況	(5)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、自社でタイヤ脱着作業を行った場合には、大型車の車輪脱落事故防止「令和7年度緊急対策」で定めるタイヤ脱着作業管理表等を用い、適切なタイヤ脱着作業の結果を記録しているか。また、タイヤ脱着後50km~100km走行後にトルク・レンチを用いて規定トルクでホイール・ナットの増し締めを実施しているか。なお、対象車両を所有していない場合には「〇」を記載する。	0	1	0	1
	5.		(6)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、日常点検時に、点検ハンマーによる打音(ISO方式のホイール・ナットについては、又はインジケータやマーキングを用いた目視に代える事が出来る)により、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み等について確認しているか(特に車輪脱落事故の多い左後輪)。併せて、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」や「ホイール・ボルトのさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ポルトの不揃いの確認」等についても点検を行っているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「〇」を記載する。	0	-	0	-
項			(7)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着時にホイール・ボルト、ホイール・ナット及びホイールの錆や汚れの状況を確認し、錆や汚れを除去した上で、必要箇所に潤滑剤を塗布してから組み付けているか。また、錆や汚れの除去が不可能なものは交換しているか。なお、対象車両を所有していない場合は「〇」を記載する。	0	-	0	-
			(8)	保有する車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車全てについて、年末年始輸送安全総点検期間中に、ホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているかの確認をし、締め付けトルク不足が発見された場合は、その車両数及び事業所内の全車両数を記載する。 なお、対象車両を所有していない場合は「〇」を記載する。	0	-	0	-
			(9)	スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。 (車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合はOを記載。)	0	_	0	_
	_	大雪に対する輸送の安 全確保の実施状況	(1)	気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行える体制を構築しているか。	0	0	0	ı
	6.	※降積雪期において降雪 地域を運行しない場合は 「〇」を記載	(2)	雪道への備えとして、以下の事項を実施する体制を構築しているか。 ・冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底 ・冬用タイヤの溝の深さが、タイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの確認	0	0	0	_

		(1)	回答者の属性を選択ください。	_	_	_	個人/ 法人
		(2)	貨物軽自動車運送事業者として届出している台数について ①1台 ②2台~10台 ③11台~50台 ④51台~100台 ⑤100台以上				①~⑤
		(3)	貨物軽自動車安全管理者について、営業所毎に選任し届出しているか。	_	-	-	0
		(4)	業務前・業務後点呼を実施し、その記録を1年間保存しているか。 ※参考:点呼記録簿の例:https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000162.html	_	_	-	0
		(5)	(4)の点呼の際にアルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認しているか。	-	ı	ı	0
		(6)	運転者の勤務時間について、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の内容を遵守しているか。 ※参考:「トラック運転者の改善基準告示」: https://www.mhlw.go.jp/content/2023_Pamphlet_T.pdf	-	-	ı	0
		(7)	運転者は、1年に一回定期的に健康診断を受診し、その内容を確認しているか。 ※参考:「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」: https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/resourse/data/h26_3.pdf	_	_	-	0
7.	貨物軽自動車運送事業 (個人事業主本人も含む) における安全対策の実施	(8)	運転者は、初任の運転適性診断(65歳以上は適齢診断でも可)を受診し、その結果を確認しているか。 ※参考:「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の指針」第二章関係: https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resourse/data/kamotsu_sidou.pdf	_	_	-	0
	状況	(9) 運転者は、業務記録(日報)を作成し、運転者毎に記録し、1年間保存しているか。				-	0
		(10)	「自動車事故報告規則」に基づき、重大事故(死亡事故、重傷者を生じた事故など)が発生した場合に管轄する運輸支局等へ報告しているか。 ※参考:自動車事故報告規則:https://laws.e-gov.go.jp/law/326M50000800104	-	_	-	0
		(11)	(10)の重大事故を含め、事故が発生した場合には、所定の内容を記録し、再発防止対 策を図り、3年間保存しているか。	_	_	_	0
		(12)	車両の定期点検を1年毎に実施しているか。	-	-	-	0
		(13)	気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)を収集し、情報に応じた安全運行を行っているか。 例:冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底など	-	-	ı	0
		(14)	あおり運転・スマートフォン等のながら運転の禁止等道路交通法を遵守しているか。	_	_	_	0
			「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」について、認識しているか。 ※参考:「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」: https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resourse/data/k_truck_honpen.pdf	_	_	-	0

			(1)	適宜、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行 経路の指示や、あおり運転・スマートフォン使用等のながら運転の禁止等道路交通法の 遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。	0	0	0	_	
			(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。	0	0	0	_	
			(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど 事故防止対策が図られているか。	0	0	0	_	
			(4)	過積載運行等の防止を図っているか。	-	_	0	_	
	1.	点呼の実施、運転者に対 する指導監督等の実施状 況	(5)	過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、点滅灯火の取付け等)の防止が徹底されているか。	_	_	0	_	
			(6)	交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。 ・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。 ・道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し、一時停止又は徐行するなどの道路交通法の規定を遵守するとともに、歩行者や自転車などの行動を理解し、走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。 ・歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。	0	0	0	_	
			(7)	路上横臥者との轢過事故等を防止するため、夕暮れ時における前照灯の早めの点 灯及び走行用前照灯(上向き)とすれ違い用前照灯(下向き)の小まめな切替えを励行 すること。	0	0	0	_	
		コンテナ輸送における安全対策の実施状況 ※(コンテナ輸送がない場合は全て〇を記載。)	(1)	コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。	_	-	0	-	
			(2)	トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた 運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。	_	-	0	_	
	2.		(3)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から コンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者 に伝達しているか。	_	-	0	_	
自動車交通					-	_	0	_	
関係点			(5)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者に連絡するよう運転者に指導しているか。	_	_	0	_	
検事項			(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。	0	0	0	_	
			(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。	0	0	0	_	
	4.	自然災害、事故等発生時 の乗客等の安全確保のた めの通報・連絡・指示体制	(3)	危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要 事項について規定されているか。	_	_	0	_	
		の整備・構築状況		(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が 発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ 連絡できる体制を整えているか。	0	0	0	_
			(5)	貸切バス事業者においては損害賠償責任保険のてん補する額に制限がない内容となっているか。	0	_	-	_	

		テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況	(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。	0	0	0	_
			(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。	0	0	0	-
	5.		(3)	乗客等の安全・安心確保のため、テロ発生時における通報・連絡・指示体制や、車内 放送、貼り紙等による不審者・不審物発見時の協力要請などのテロ防止の取組が実態 に即した形で確立されているか。			_	_
			(4)	バスジャックを想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。	0	1	-	_
			(5)	対応要領を職員へ周知しているか。	0	1	-	-
		新型インフルエンザ等の 対応マニュアル、事業継続	(1)	ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着 用、咳エチケット等を呼びかけているか。	0	0	1	1
		別か、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。	0	0	0	_
			(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、又は対応マニュアルが策定されているか。	0	0	0	_

	点検事項			点検項目(パスターミナル関係)				
			(1)	保安設備の点検整備	0			
	3.	パスターミナルの保守点 検の実施状況	(2)	混雑時における整理・誘導等の安全確保の状況(保安要員等の配置、案内放送、ターミナル構内における車両駐車状況等)	0			
			(3)	建設中及び工事中における安全確保と安全対策の実施状況	0			
				自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。				
	4. の乗客等	自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制	(2)	自然災害の発生に備えて、施設等の安全確保のための措置を講じているか。	0			
自動		の整備・構築状況	(3)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が 発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ 連絡できる体制を整えているか。				
車交		テロ防止のための警戒体	(1)	警備要員等による巡回が徹底して実施されているか。	0			
通関係			(2)	テロ発生時における対応措置(連絡通報体制、避難誘導等体制)が整備・構築しているか。	0			
点検事項	5.	制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・	(3)	場内放送や貼り紙により、テロ対策実施中であること及び不審者・不審物発見時の協力要請を実施しているか。	0			
坝		指示体制の整備状況及び テロ発生を想定した訓練の 実施状況	(4)	テロ発生を想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。	0			
			(5)	対応要領を職員へ周知しているか。	0			
			(6)	ゴミ箱の閉鎖又は集約化を実施しているか。	0			

	新型インフルエンザ等の	(1)	ポスター類の掲示、放送などにより、バスターミナル構内におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。	0
6.	及い戦场にのいる欧米的	(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。	0
	止対策の周知・徹底状況な どの感染症対策の実施状 況	(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、又は対応マニュアルが策定されているか。	0

		点検事項		点検項目(自動車道関係)					
			(1)	管理体制と人員配置状況	0				
		自動車道の保守点検の 実施状況	(2)	路面、排水設備の整備状況	0				
			(3)	法面危険箇所の点検整備	0				
	3.		(4)	構造物の状況	0				
			(5)	防護整備の状況	0				
			(6)	信号通信、標識掲示類及び照明設備の整備状況	0				
自動			(7)	緊急時の設備点検状況	0				
車交通関	4.	自然災害、事故等発生時 の乗客等の安全確保のた めの通報・連絡・指示体制 の整備・構築状況	(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。					
(係点検			(2)	自然災害の発生に備えて、道路設備等の安全確保のための措置を講じているか。	0				
事項			(3)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が 発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ 連絡できる体制を整えているか。	0				
	5.	テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の 安心確保のための取組、 テロ発生時の通報・連絡・		営業所、料金所及び路線内の巡回が徹底して実施されているか。	0				
	0.	指示体制の整備状況及び テロ発生を想定した訓練の 実施状況		テロ発生時における対応措置(連絡通報体制、避難誘導等体制)が整備・構築しているか。	0				
		新型インフルエンザ等の 対応マニュアル、事業継続	(1)	ポスター類の掲示、放送などにより、施設におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。	0				
	6.	計画の策定状況、対策に必要な物資等の機業状況	(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。	0				
			(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、又は対応マニュアルが策定されているか。					

自主点検表(トラック)

事業所名:	
点検実施日:	

	重点点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
2.	健康管理体制の状況 「事業用自動車の健康管理マニュアル」関係 (点検項目文中、「健康管理マニュアル」とする)		
(1)	「健康管理マニュアル」に記載されている、定期健康診断の結果に基づく、運転者の健康状態を把握するため、以下の事項を適切に実施する体制を整備しているか。 ・要再検査等の所見がある場合には、医師の診断等を受けさせ、所見に応じた検査の受診 ・これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見の聴取 ・医師の意見を勘案し、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の業務上の措置を決定するとともに、健康状態の継続的な把握		
(2)	「健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の 判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。 ・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうか を判断し、乗務の可否を決定 ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示		
(3)	運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。		
(4)	脳・心疾患や睡眠・視野障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診又は検討しているか。(「健康管理マニュアル」において推奨事項。)		
3.	運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況		
(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容を遵 守しているか。		
(3)	適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。		
4.	運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実 施状況		
(1)	「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」に基づき、運転者への飲酒運転対策の理解促進、アルコール依存症のスクリーニング検査の実施および日頃の点呼等を通じて、アルコール依存等の運転者の状態把握に努め、翌日に乗務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(2)	覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動 を実施しているか。		

5.	車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況		
(1)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期 点検が確実に実施されているか。		
(2)	自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理 者や整備担当者、運転者等への周知徹底が図られているか。		
(3)	大型車の車輪脱落事故防止「令和7年度緊急対策」に基づく「車輪脱落事故防止キャンペーン」の取組内容について、運行管理者、整備管理者及び運転者等に対し、社内でのポスターの掲示等を通じて周知徹底が図られているか。 なお、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車を所有していない場合は「〇」を記載する。		
(4)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着作業は、計画的に正しい知識を有する者に実施させているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「〇」を記載する。		
(5)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、自社でタイヤ脱着作業を行った場合には、大型車の車輪脱落事故防止「令和7年度緊急対策」で定めるタイヤ脱着作業管理表等を用い、適切なタイヤ脱着作業の結果を記録しているか。また、タイヤ脱着後50km~100km走行後にトルク・レンチを用いて規定トルクでホイール・ナットの増し締めを実施しているか。なお、対象車両を所有していない場合には「〇」を記載する。		
(6)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、日常点検時に、点検ハンマーによる打音(ISO方式のホイール・ナットについては、インジケータやマーキングを用いた目視に代える事が出来る)により、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み等について確認しているか(特に車輪脱落事故の多い左後輪)。 併せて、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」や「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」等についても点検を行っているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「〇」を記載する。		
(7)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着時にホイール・ボルト、ホイール・ナット及びホイールの錆や汚れの状況を確認し、錆や汚れを除去した上で、必要箇所に潤滑剤を塗布してから組み付けているか。また、錆や汚れの除去が不可能なものは交換しているか。なお、対象車両を所有していない場合は「〇」を記載する。		
(8)	保有する車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車全てについて、年末年始輸送安全総点検期間中に、ホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているかの確認をし、締め付けトルク不足が発見された場合は、その車両数及び事業所内の全車両数を記載する。 なお、対象車両を所有していない場合は「〇」を記載する。		
(9)	スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。 (車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は〇を記載。)		
6.	大雪に対する輸送の安全確保の実施状況	※降積	情雪期において降雪地域を運行しない場合は「〇」を記載
(1)	気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や 道路における降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道 路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を 行える体制を構築しているか。		
(2)	雪道への備えとして、以下の事項を実施する体制を構築しているか。 ・冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底 ・冬用タイヤの溝の深さが、タイヤ製作者の推奨する使用限度を超え ていないことの確認		

	点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
1.	点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況		
(1)	適宜、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示や、あおり運転・スマートフォン使用等のながら運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。		
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・ 監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(4)	過積載運行等の防止を図っているか。		
(5)	過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、点滅灯火の取付け等)の防止が徹底されているか。		
(6)	交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。 ・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。 ・一時停止または徐行するなどの道路交通法の規定を遵守するとともに、歩行者や自転車などの行動を理解し、走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。		
(7)	路上横臥者との轢過事故等を防止するため、夕暮れ時等における前照灯の早めの点灯及び走行用前照灯(上向き)とすれ違い用前照灯 (下向き)の小まめな切替えを励行すること。		
2.	コンテナ輸送における安全対策の実施状況		※(コンテナ輸送がない場合は全て〇を記載。)
(1)	コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締 装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。		
(2)	トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。		
(3)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。		
(4)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。		

(5)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、 重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他 不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事 業者に連絡するよう運転者に指導しているか。	
4.	自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・ 指示体制の整備・構築状況	
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。	
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のため の措置を講じているか。	
(3)	危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。	
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。	
5.	テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況	
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が 徹底して実施されているか。	
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察 への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。	
6.	新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況	
(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手 指消毒の徹底が図られているか。	
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期 復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における 事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、又 は対応マニュアルが策定されているか。	

点 検 項 目	実施回数	備 考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には〇(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。